

鳴海商工会 青年部部員講習会

わかりやすい相続税・贈与税と相続対策

～相続後のスタートでは遅すぎる！～

日時：平成20年2月18日（月）

場所：鳴海商工会館2階会議室

主催：鳴海商工会 青年部

講師：税理士 A F P 加藤 厚

テキスト：『わかりやすい相続税・贈与税と相続対策』

（成美堂出版）

I. 相続で失敗しないための基本ポイント

- ① できるだけ早く相続の準備を始める（P. 8）
 - ・ 相続が開始された後では、対策が限られる
 - ・ “相続”ならぬ“争族”になってしまう
 - ・ 財産や事業の引継ぎをスムーズに行なう
- ② 相続に関する法律や税金についてよく知る
 - ・ そもそも相続財産とは何か
 - ・ 日頃から、経済ニュースや税制改正をキャッチ
 - ・ 法律は常に改正されている
- ③ 相続財産の内容をしっかりと把握する
 - ・ 財産の構成や総額がわからなければ対策は不可能
 - ・ 相続税のアウトラインが見えてくる
 - ・ 生前に財産の内容を伝える

Ⅱ. 相続対策の柱となるのはこの3つ！

① 相続税の節税対策（P. 9）

- ・ 子供に贈与した預金口座を自分で管理していないか
- ・ 嫁や孫との養子縁組について検討したか
- ・ 配偶者への居住用不動産（またはその資金）の贈与の実行はしたか
- ・ 遊休地の有効活用はできているか
- ・ 自宅の建替え・増改築は必要ないか
- ・ 墓地や仏壇の購入・改修は済んでいるか

② 相続税の納税資金対策

- ・ 生命保険は終身保険か
- ・ 生命保険の種類や契約内容を見直したか
- ・ 延納の担保は準備できたか
- ・ 物要する不動産の整備は済んでいるか

② “争族”回避のための対策

- ・ 遺言書を作成しているか
- ・ 親族と遺産分割について話し合ったか
- ・ そのされる配偶者の生活費などの話し合いをしたか

Ⅲ. 相続時精算課税制度

① 相続時精算課税制度とは（P. 66参照）

- ※ 贈与税と相続税を一本化した新型の課税方式
 - ※ 最大2500万円までの生前“相続”が非課税に！
 - ※ 新制度と従来の制度の比較
- メリット
1. 大型の特別控除により、一度にまとまった金額を贈与できる
 2. 最適な時期を選んで贈与できる
 3. 早期に財産を移転することで、子供の意思で財産を有効活用できる
 4. 相続税の心配ない人は安心して利用できる
 5. アパートなどの収益物件や、将来値上がりしそうな財産を贈与すれば相続対策になる
 6. 遺言によらず、被相続人の意思に即した財産の分配を生前に出来る

デメリット

1. いったん選択すると相続時までの継続適用となり、途中で変更不可
2. 年間110万円の基礎控除が使えない
3. 生前贈与をしても直接的な相続財産の減少にはならない
4. 選択した親からの贈与については、全て申告が必要

② 住宅取得資金の相続時精算課税制度の特例 （プラス1000万円の3500万円に！）

- ※ 制度の利用の可否を確認
- ※ 相続税がかかるかどうかを確認
- ※ 相続税がかかる場合は、贈与税額で判断

Ⅳ 土地の有効活用による相続税対策

① 遊休地にアパートなどを建築する（P. 78）

※ 貸家の建築がなぜ相続税対策になるのか？

1. 土地の評価が下がる
2. 建物の評価減が取れる
3. 小規模宅地等の特例が使える
4. 納税資金の用意が出来る

※ 資金計画と採算性を十分に検討する

② 土地の利用区分を変更する

※ 道路との接し方で評価額が変わる

③ 等価交換方式を利用する

※ 返済リスクのない土地活用が可能

④ 借地権と底地の交換で土地の自由度を確保する

※ 土地の活用や納税資金対策にも

V 同族会社の自社株対策

① 早期の株式の移転（P. 94）

② 株価の引き下げ

③ 納税資金の確保

※ 株価の引き下げ

I 利益

- A 資産の計上を少なくし、負債は極力多く計上する
- B 従業員のボーナスを増やす
- C 会計基準の見直し

II 配当

配当率を極力抑え、配当金額を下げる

III 純資産

役員退職金が効果的

※ 会社分割の活用で相続と円滑な事業継承が実現

※ 持株会を発足し、従業員に株式を持たせる

※ 株価低迷のいまこそ、思い切った自社株対策を